

# 自動車と税金

## ■購入したとき

自動車取得税(県税)  
令和元年9月30日廃止

令和元年10月1日～

- 自動車税環境性能割(県税)
- 軽自動車税環境性能割(市町村税)

## ■保有しているとき

自動車税(県税)  
軽自動車税(市町村税)

令和元年10月1日～名称変更

- 自動車税種別割(県税)
- 軽自動車税種別割(市町村税)

自動車重量税(国税)

## ■使用するとき(燃料)

ガソリン消費 — 揮発油税 (国税)  
                   — 地方揮発油税(国税)  
 LPG消費 — 石油ガス税 (国税)  
 軽油消費 — 軽油引取税 (県税)

このほか、自動車やガソリンの購入時には、消費税がかかります。

# 自動車税環境性能割

## 自動車税環境性能割

### 納める人

自動車を取得した人です。ただし、割賦販売契約等で購入し、所有権がまだ売主(販売会社、ディーラー等)にあるときは買主になります。

### 納める額

取得価額 × 税率

課税標準価額に以下の税率をかけた金額になります。(免税点取得価額が50万円以下の場合、課税されません。)

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得した場合の税率

[乗用車] (※注1)

| 区 分 (※注2)                                  | 税 率            |      |
|--|----------------|------|
|  | 自家用            | 営業用  |
| 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車       | 非課税            | 非課税  |
| ガソリン自動車<br>LPG自動車<br>ハイブリッド自動車<br>ディーゼル自動車 | 令和12年度基準 95%達成 | 0.5% |
|  | 令和12年度基準 90%達成 |      |
|  | 令和12年度基準 85%達成 | 1%   |
|  | 令和12年度基準 80%達成 |      |
|  | 令和12年度基準 75%達成 |      |
| 令和12年度基準 70%達成                             |                |      |
| 上記以外の車                                     | 3%             | 2%   |

環境性能に応じて税率が適用されます

同じ車種、型式の自動車でも、仕様等の違いにより税率区分が異なる場合がありますので、自動車販売店等でお確かめください。また、その他の特例措置については、税務課にお問合せ下さい。

※注1 トラック、バスについても、上記表と同様に、排ガス・燃費等の達成割合に応じて税率が異なります。

※注2 ガソリン自動車、LPG自動車及びハイブリッド自動車の場合は、★★★★(平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減を達成車)に限ります。

ディーゼル自動車の場合は、平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準適合車に限ります。

自動車の取得者に対して課税されます。

## 納める方法

---

自動車を新規に取得したとき又は所有権移転の登録等のときに、申告書を提出し、納めます。

## 障害者等の減免

---

身体等に障害のある人が所有又は使用する自動車で、一定の要件に該当する場合には、登録のとき申請することにより自動車税（環境性能割）が減免されます。

取得価額が300万円（特別改造費用を除く。）を超える場合は300万円に税率を乗じた額を限度として減免されます。

詳しくは42ページをご覧ください。

### 申請場所

- 高知県中央東県税事務所員駐在所  
高知市大津乙 1811 ☎ 088-866-3705
- 全国軽自動車協会連合会高知事務所  
高知市長浜 3106-3 ☎ 088-842-4311

## 市町村への交付

---

県に納付された自動車税環境性能割の40.85%は、市町村道の面積と延長の比率に応じて市町村に交付されます。

# 自動車税種別割

## 納める人

自動車を所有している人です。(軽自動車、オートバイなどを除く。)ただし、割賦販売契約(ローン)により購入した場合で、所有権がまだ売主(販売会社、ディーラー等)にある場合は、買主である使用者になります。

年度途中の名義変更や、引越して他県ナンバーへ変更した場合、その年度分は4月1日現在の所有者に1年分課税されます。新しい所有者には翌年度分から課税されます。

## 申告と納税

### 1. 申告

自動車を購入したり、譲り受けた場合等には、運輸支局で必要な手続きを行い、以下申告窓口で自動車税種別割の申告書を提出してください。

### 2. 納税

4月1日現在に自動車を所有している人は、5月上旬に県税事務所から送付される納税通知書により、6月2日(令和7年度)までに納めてください。

ただし、新規登録の場合は、登録の際、以下申告窓口で納めてください。

### 3. 申告窓口

高知県中央東県税事務所員駐在所  
高知市大津乙1811 ☎088-866-3705

**自動車税種別割の納期限は6月2日です。**

## 納める額

自動車の種類、用途、排気量などにより年税額が決められています。(自動車税種別割のグリーン化の対象となる場合は、変わります。)

| 乗用車                 | 総排気量     | 年税額                      |                          |     |
|---------------------|----------|--------------------------|--------------------------|-----|
|                     |          | 自家用                      |                          | 営業用 |
|                     |          | R1.10.1以後に<br>新車新規登録したもの | R1.9.30以前に<br>新車新規登録したもの |     |
| 1,000cc以下(電気自動車を含む) | 25,000円  | 29,500円                  | 7,500円                   |     |
| 1,000cc超 1,500cc以下  | 30,500円  | 34,500円                  | 8,500円                   |     |
| 1,500cc超 2,000cc以下  | 36,000円  | 39,500円                  | 9,500円                   |     |
| 2,000cc超 2,500cc以下  | 43,500円  | 45,000円                  | 13,800円                  |     |
| 2,500cc超 3,000cc以下  | 50,000円  | 51,000円                  | 15,700円                  |     |
| 3,000cc超 3,500cc以下  | 57,000円  | 58,000円                  | 17,900円                  |     |
| 3,500cc超 4,000cc以下  | 65,500円  | 66,500円                  | 20,500円                  |     |
| 4,000cc超 4,500cc以下  | 75,500円  | 76,500円                  | 23,600円                  |     |
| 4,500cc超 6,000cc以下  | 87,000円  | 88,000円                  | 27,200円                  |     |
| 6,000cc超            | 110,000円 | 111,000円                 | 40,700円                  |     |

| トラックで<br>最大乗車定員が<br>4人以上<br>(1t以下のもの) | 総排気量                | 年税額     |         |
|---------------------------------------|---------------------|---------|---------|
|                                       |                     | 自家用     | 営業用     |
|                                       | 1,000cc以下(電気自動車を含む) | 13,200円 | 10,200円 |
|                                       | 1,000cc超 1,500cc以下  | 14,300円 | 11,200円 |
|                                       | 1,500cc超            | 16,000円 | 12,800円 |

| トラック<br>(主なもの) | 最大積載量    | 年税額     |         |
|----------------|----------|---------|---------|
|                |          | 自家用     | 営業用     |
|                | 1t以下     | 8,000円  | 6,500円  |
|                | 1t超 2t以下 | 11,500円 | 9,000円  |
|                | 2t超 3t以下 | 16,000円 | 12,000円 |
|                | 3t超 4t以下 | 20,500円 | 15,000円 |
|                | 4t超 5t以下 | 25,500円 | 18,500円 |

## 身体障害者等の減免

身体等に障害のある人が所有又は使用する自動車で、一定の要件に該当する場合には、4月1日から納期限までに申請することにより自動車税種別割が減免されます。

新たに自動車を登録した場合も、登録の際に手続きが必要です。

令和元年9月30日以前に新車新規登録したものについては年税額45,000円（重課対象自動車は、51,700円）

令和元年10月1日以後に新車新規登録したものについては年税額43,500円を限度として減免されます。

詳しくは42ページをご覧ください。

## 納税証明書

— 車検（構造変更含む）を受けるときに、  
自動車税種別割納税証明書が必要となる場合があります。 —

継続検査又は構造等変更検査（車検）時における自動車税種別割の納税情報を電子確認できる制度ができましたが、納付後すぐに車検を受けるときなどは電子確認ができないため、納税証明書（納税通知書の右端部分）が必要となる場合があります。

**納税証明書は大切に保管しましょう。**



# 自動車税種別割の「グリーン化」について

地球環境を保護する観点から、排出ガスや燃費性能が一定の基準を満たした「環境負荷の小さい」自動車に対する自動車税種別割を軽減する一方、新車登録から一定年数を経過した「環境負荷の大きい」自動車に対しては、税額を重くする「自動車税種別割のグリーン化」が実施されています。

## 1 環境負荷の「小さい」自動車に対する税額の軽減措置

| 新車新規登録の時期                         | 軽減対象となる年度 | 軽減対象車   | 軽減内容        |
|-----------------------------------|-----------|---|-------------|
| 令和6年度<br>(令和6年4月1日～<br>令和7年3月31日) | 令和7年度     | 電気自動車、天然ガス自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車  | 概ね<br>75%軽減 |
|                                   |           | ガソリン・ガソリン自動車(営業用に限る) 又は 石油ガス乗用車(営業用に限る)<br>★★★★※かつ令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成<br>・ディーゼル乗用車(営業用に限る)<br>平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準適合かつ令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成 |             |
|                                   |           | ・ガソリン自動車(営業用に限る) 又は 石油ガス乗用車(営業用に限る)<br>★★★★※かつ令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成<br>・ディーゼル乗用車(営業用に限る)<br>平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準適合かつ令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成     | 概ね<br>50%軽減 |

※★★★★は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のこと。

## 2 環境負荷の「大きい」自動車に対する税額の割増措置

|           |   |
|-----------|---|
| 対象となる自動車  | ディーゼル車 …………… 令和7年4月1日現在で新車新規登録後11年を超えるもの(平成26年3月31日までに新車新規登録を行った自動車)  |
|           | ガソリン車、LPG車 …… 令和7年4月1日現在で新車新規登録後13年を超えるもの(平成24年3月31日までに新車新規登録を行った自動車) |
| 割増率       | 税額を概ね15%の割増(バス、トラックについては概ね10%の割増)                                     |
| 対象外となる自動車 | ①一般乗合用バス②被けん引自動車③電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車                 |

# 自動車税種別割・トラブル防止5カ条

自動車にかかる税金をめぐるのは、トラブルが多く発生しています。次のことに気をつけて、快適にドライブしましょう。

## 1 転居して住民票を移したのに納税通知書が届かない!

住民票を移しても納税通知書送付先の住所は変わりません。運輸支局で車検証の住所変更の手続きをしていただくか、県税事務所に住所変更の連絡をお願いします。

## 4 こわれて動かなくなったのに自動車に税金がかかっている!

運輸支局で抹消の登録をしてください。これを怠っているといつまでも自動車税種別割が課せられることとなります。抹消の登録をすれば翌月からの税金がかからなくなります。

## 2 自動車を譲ってくれた友人に納税通知書が届いた!

運輸支局で移転の登録はしましたか？自動車税種別割は、4月1日現在の登録名義である所有者に課税されますので、移転の登録が行われていないと、元の所有者に課税されます。

## 5 税を納付後すぐに車検を受けに行ったが、納税確認ができない!

車検時の納税確認は電子的に行うことができますが、納付後すぐには反映されません。納付後すぐに車検を受けるときは納税証明書が必要となります。

## 3 手放した自動車の納税通知書が届いた!

自動車を譲渡したり、下取りに出したり、解体したりするときは必ず運輸支局で移転又は抹消の登録（申請）をしてください。



自動車の登録についてのおたずねは

**高知運輸支局**

高知市大津乙1879-1  
☎050-5540-2077

**自動車税種別割は必ず納期内に納めましょう。**